

令和3年11月定例会  
総務政策常任委員会会議録  
令和3年11月25日

場 所 第2委員会室

令和3年11月25日(木曜日)

午前10時32分開会

会議に付託された議案等

- 議案第18号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第19号 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

出席委員(7人)

委員	長	西村	賢
副委員	長	安田	厚生
委員		星原	透
委員		中野	一則
委員		田口	雄二
委員		井上	紀代子
委員		冨師	博規

欠席委員(1人)

委員		外山	衛
----	--	----	---

委員外議員(1人)

議員		来住	一人
----	--	----	----

説明のため出席した者

総務部

総務部長		吉村	久人
総務部次長 (総務・市町村担当)		棧	亮介
総務課長		佐藤	彰宣
財政課長		石田	渉
人事課長		長谷川	武

事務局職員出席者

議事課主査		増本	雄一
議事課主事		山本	聡

○西村委員長 ただいまから、総務政策常任委員会を開会をいたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に議案第18号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に対する、人事委員会の意見についてであります。お手元に配布してある資料を御覧ください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、人事委員会の意見を聞いた回答でありますので、参考にお配りしております。

次に、本委員会に付託されました議案についての説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○吉村総務部長 それでは、本日御審議いただきます議案につきまして、御手元に配付の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

資料めくっていただきまして、まず、議案第18号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

これは、去る10月8日に行われました人事委員会勧告等を踏まえ、令和3年の公民較差に基づく県職員の給与改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第19号「知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

これは、一般職の期末勤勉手当の改定状況等を踏まえ、知事や県議会の議員など、特別職に係る期末手当の支給月数の改定を行うため、所

要の改正を行うものであります。

これらの議案につきましては、本年12月に支給される期末手当に係る改定でありますことから、この額が確定する基準日の12月1日までに、公布・施行する必要があります。このため他の議案に先立ち、議決をいただきたく、御審議をお願いするものであります。

議案の詳細につきましては、人事課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

**○長谷川人事課長** 議案の内容について御説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

議案第18号「職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由であります。人事委員会による令和3年の民間給与調査結果、職員の期末・勤勉手当の支給月数が民間の支給割合を上回っていたことなどを踏まえ、人事委員会より、職員の給与に関する勧告があったことから、民間の給与との均衡等を考慮して、勧告どおり期末手当を改定するものであります。

次に、2の改正の内容についてであります。

人事委員会勧告に基づき、期末手当の支給月数を0.1月、再任用職員については0.05月引下げます。具体的には、一般職員を例にしますと、表の改正後の欄にあります通り、令和3年度は、12月期の期末手当の支給月数を0.1月引下げ1.2月とし、年間では、期末手当と勤勉手当合わせまして、4.35月となります。

また、令和4年度以降は、1番下の欄になりますが、0.1月分を6月期と12月期の期末手当に割り振り、それぞれ1.25月とし、年間では、令和3年度と同様に期末勤勉手当で4.35月となります。

なお、会計年度任用職員につきましては、常

勤職員に準じて期末手当を支給するものであります。一会計年度単位での任用でありますことから、翌年度から引き下げることとします。

次に、3の改正を要する条例につきましては、職員の給与に関する条例など三つの条例について改正を行います。

最後に、4の施行期日ではありますが、公布の日から施行し、令和4年分以降分は、令和4年4月1日から施行いたします。

続きまして2ページをごらんください。

議案第19号「知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正理由であります。一般職の改定状況等を踏まえ、知事及び県議会の議員等の特別職の期末手当の改定を行うものであります。

次に2の改正の内容についてであります。

一般職の改定状況等を踏まえ、特別職の期末手当の支給月数を0.1月引下げます。具体的には、表の改正後の欄にありますとおり、令和3年度につきましては、12月期の期末手当の支給月数を0.1月引下げ、1.575月とし、年間では3.25月となります。

また、令和4年度以降は、1番下の欄になりますが、0.1月分を、6月期と12月期に割り振り、それぞれ1.625月とし、年間では、令和3年度と同様に3.25月となります。

次に3の改正を要する条例につきましては、知事や県議会の議員など、六つの条例について改正を行います。

最後に、4の施行期日ではありますが、公布の日から施行し、令和4年分は、令和4年4月1日から施行いたします。

説明は以上であります。

**○西村委員長** 執行部の説明が終了いたしました

た。

議案についての質疑はございませんか。

○田口委員 職員の給与が下がるので、何か忍びない気持ちもしますけども、人事院の勧告ですからしょうがないところもありますけども。

ちなみにこの職員の給与に関しては、0.1月下がって、平均どれくらい下がるんでしょうか。

○長谷川人事課長 平均で約3万5,000円下がることになります。

○田口委員 わかりました。では、知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例のほうですが、これも、知事や議員は、0.1月下がることによって、どれくらい下がりますか。

○長谷川人事課長 知事の場合が14万8,800円、県議会議員が9万3,600円となります。

○田口委員 民間と合わせるということであれば、仕方がないということですね。わかりました。

○西村委員長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもって総務部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

---

午前10時41分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは採決は、午後1時から行います。

暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

---

午後1時0分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後13時0分休憩

---

午後1時0分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。

議案第18号及び第19号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第18号及び第19号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告につきまして、特に御要望ありませんか。暫時休憩いたします。

午後13時01分休憩

---

午後1時01分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それではそのようにいたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後1時01分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 西 村 賢